

平成31年度入学者対象 瑞穂野中学校新入生保護者説明会資料

平成30年12月14日（金）

宇都宮市立瑞穂野中学校



＝ 会次第 ＝

- 1 学校長の話
- 2 学習について
- 3 生活について
- 4 部活動について
- 5 自転車通学について
- 6 学校集金等について
- 7 PTA活動について
- 8 質疑応答・その他

学校概要

（１）本校住所 〒321-0914

宇都宮市下桑島町1078番地

Tel 028-656-1586

（２）沿革 昭和22年創立

創立71年（平成30年度）

（３）教育目標 ・心身ともに健康で、気力あふれる生徒（強く）

・自ら学び、創造性に富む生徒（賢く）

・勤労を尊び、責任感のある生徒（明るく）

・思いやりがあり、心豊かな生徒（親切に）

（４）生徒数（平成31年度 予定）

学 年	男 子	女 子	合 計
1 年	85	64	149
2 年	57	46	103
3 年	49	48	97
合 計	191	158	349

中学校の学習について

(1) 学習の特色

①教科担任制になります。

学級担任による「学級活動」「道徳」以外は、教科ごとに担任する教師が異なります。

②教科名が変わったり増えたりします。

- ・名称が変わる教科 「算数」→「数学」 「図画工作」→「美術」 「体育」→「保健体育」
「家庭」→「技術・家庭」
- ・新しく増える教科 「英語」

③習熟度学習やチームティーチングによる学習があります。

生徒一人一人の学習状況に応じて、習熟度別学習やチームティーチングによる授業が展開される教科（英語・数学）があります。

④特別活動が充実します。

教科の学習の他に、より豊かな人間性を育成していくための学習活動として、下記のような活動があります。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ・学級活動 | : 学級としての活動・係活動・進路の学習等 |
| ・生徒会活動 | : 小学校の児童会活動が発展したもの。 生徒による自治活動 |
| ・学校行事 | : 体育祭, 文化祭, 持久走大会, 儀式的行事等 |

学年行事 1年 冒険活動教室 2年 社会体験学習（宮っ子チャレンジウィーク）
 3年 修学旅行

(2) 学習への取り組みについて

①難しくなる授業

学習内容が高度になり、また、1時間あたりに扱う学習量も増えます。真剣に授業に取り組みましょう。塾などに行く生徒も増えますが、「互いに説明しあう学習」「他の考えを聞いて考察する学習」など、学校の授業でしかできない学習活動もありますので、あくまで学習の中心は、授業だと考えましょう。

小学校で習得しきれていない内容が多い場合、授業の説明だけでは理解できない時もありますので、予習は大切です。また、わからないことをそのままにしないで、先生に質問したり納得するまで考えたりすることも大切です。

②家庭学習の習慣化は必須

基礎学力の向上のために、毎日、あたりまえに復習する習慣を身につけましょう。**本校生徒は全員、一日1ページ以上「自主学習ノート」を使って復習し、毎日提出することになっていますので、**授業の内容を思い返し、教科書やノートの内容をまとめましょう。また、覚えるべきことは声に出しながら何度も書いて、正確に覚えましょう。

言葉の力を高めるためには、読書の習慣や新聞を読む習慣も有効です。

③部活動と学習の両立を

入学当初は慣れない練習のため疲れて帰宅することも多いでしょうが、家庭学習の時間は必ず確保しましょう。限られた時間をどのように効率的に使うべきか、考えることは、生活の質を高めることにもなりますので、ぜひ最初から両立させるつもりで真剣に取り組んでください。また、部活動を通して培われる体力や精神力は、必ず学力の向上に役立ちます。

④定期テストがあり、順位が出ます。

学習内容の定着の様子を測るために年4回の定期テストが実施されます。定期テストはテスト前に部活動も原則として中止になる重要なテストですので、目標を立てて計画的に学習に取り組みましょう。（ただし、テストの結果のみで評価が決まるわけではありません。授業中の態度・発言・提出物の内容や状況などからも総合的に判断して評価します。）

かがやきルーム（特別支援教室）について

1 目的

通常の学級に在籍する生徒で，発達障がい等の傾向により，学習や生活上に困難を抱えている生徒が，自己の持てる力を最大限に発揮して，将来の自立に向けた確かな力を身につけられるようにすることを目的とする。

2 対象生徒

発達障がい等の傾向により，学習面や行動面における支援が必要な通常の学級に在籍している生徒で，本人保護者ともに利用を希望する生徒。なおかつ，校内支援委員会において『かがやきルーム』における指導が効果的であるという検討結果が得られた場合に『かがやきルーム』で指導を受けることができる。

※利用を希望した全ての生徒が『かがやきルーム』での指導が受けられるわけではありません

3 利用時間と方法

- ・ 1週間に1～5時間以内で，教科の指導時数の半分程度
(通常の学級に在籍したまま，決められた時間『かがやきルーム』で学習)
- ・ 授業の時間帯のみで，朝や放課後等の指導は受けられない

4 指導内容

- ・ 通常の学級と同じ授業内容を中心に，基礎学力定着を図るための学習指導
(教科は国語と数学のみ)
- ・ 集団適応のコミュニケーション力をつけるための活動
- ・ 情緒の安定を図るための活動

5 指導者

特別支援教室指導員

6 教室の場所

2階 かがやきルーム（PC室の東隣）

(参照：宇都宮市教育センターHP)

生徒心得

本心得は、宇都宮市立瑞穂野中学校の生徒が、学校内外を問わず望ましい中学生としての自覚を持ち、集団の一員として品位ある行動を取るためのものです。したがって、生徒は、次の事項を実践し、充実した3か年の中学校生活を送れるように努力をしましょう。

I 学校生活

- ・ 8時10分までに登校、着席する。（朝会時は8時05分までに集合する。）
- ・ 集団での登校・下校を心がける。
- ・ 欠席、遅刻、早退などの場合は届け出を出す。また、早退して家についたら学校に連絡する。
- ・ あいさつや会釈をしっかり行う。
- ・ 次の授業の5分前には準備をし、チャイムで着席する。
- ・ 他教室には出入りしない。
- ・ 学校には必要のないお金・貴重品を持ってこない。
- ・ 飲食物や雑誌等、学習に不必要なものを持ってこない。
- ・ 公共物へのいたすら、らくがきは絶対にしない。
- ・ 昇降口などの校舎内外の施設・設備を大切に使う。もし、誤って壊したときは必ず申し出る。

II 安全

- ・ 校舎内では走ったり、ふざけたりしない。
- ・ 転落防止のためロッカーには座らない。
- ・ 自転車に乗るときには、安全点検（反射板、ブレーキ確認等）をしっかりと行い、ルール（夜間のライト点灯、二人乗り禁止など）を守る。
- ・ 自転車通学許可者は、決められた場所に駐輪し、しっかりカギをかける。
- ・ 携帯・スマホを所持している場合は、スマホケータイ宮っ子ルールを守る。
- ・ たばこを吸ったり、薬物を使用したりしない。

III 校外生活

- ・ 18時までには帰宅する。
- ・ 夜間の生徒だけの外出はしない。
- ・ ボーリング場、ゲームセンター、カラオケボックスなどの遊技場へは、保護者同伴で行く。

IV 生徒の身だしなみ

- (1) 中学生としての品位を保ち、清潔で華美にならない身だしなみをする。
- (2) 標準服について

ア 夏季の服装（6月1日から9月30日）

男子……夏用ズボン、半袖Yシャツ 女子……夏用スカート、半袖ブラウス

イ 冬季の服装（10月1日から翌年5月31日）

男子……ブレザー、冬用ズボン、長袖Yシャツ、ネクタイ

女子……ブレザー、冬用スカート、長袖ブラウス、リボン（男女ともベスト、セーター着用可）

ウ 夏季、冬季ともに、切り替え前後の2週間程度を移行期間とする。

(3) ベスト、セーターについて

ア ベストは、本校指定のグレーのベストとする。

イ セーターを着用する場合、色は黒・紺・グレーの無地とし、形はVネックとする。

ウ カーディガンは認めない。

エ コートを着用する場合には、高価な物や華美な物はさける。

(4) 靴下について

男子……白の無地（ワンポイント可）の運動に適したものとする。

※但し、ローカットソックス等のファッション系ソックスについては、くるぶしより上であっても一般的なソックスが望ましい。

女子……白の無地（ワンポイント可）の運動に適したものとする。女子は厳寒期において、肌色のストッキング、黒のタイツの使用を認める。

(5) 靴について

ア 下ばき………白の運動ぐつで運動に適した物とする。

イ 上ばき………指定されている上ばきを履く。

ウ 体育館ばき……指定されている体育館ばきを履く。（体育館の入り口で履き替えること）

エ 上ばき、下ばき、体育館ばきの区別をすること。

オ くつには必ず記名し、かかとをつぶさないこと。

(6) カバンについて

指定のカバンを使用し、荷物が多いときにはサブバッグを使用しても良い。

(7) 頭髪について

ア 中学生らしい活動しやすく、清潔な髪型を心がける。

イ パーマ、脱色、着色などはしない。

ウ 男女とも前髪が目にかからないようにする。

エ ピンどめやゴムひもは、黒、紺の華美でないものを使用する。

オ 整髪料などはつけない。

(8) その他

ア 清掃時には体育着に着替える。

イ ピアスやネックレスなど不必要な物を身につけない。

ウ 香水など香料を含む物をつけない。

(9) 体育着について

平成29年度より体育着のデザインが新しくなりました。新入生が新たに購入する場合は、そちらをご購入ください。また、3年間程度は移行期間となりますので、兄弟のお下がり等で以前の体育着を着用していただいてもかまいません。その場合ジャージには新デザインの名札を胸に縫い付け記名してください。販売店で購入できます。

標準服・体育着などの価格と販売店一覧 昨年度の価格

単位 円（消費税込み）

品 名	男 子	女 子	販売店
標準服（上着）	22,500	20,000	①～③
ズボン・スカート	夏 10,500	夏 11,800	
	冬 11,300	冬 12,100	
ネクタイ・リボン	2,000	1,700	
ベスト	3,800		
ワイシャツ・ブラウス	夏 2,450	夏 2,650	
	冬 2,570	冬 2,570	
校章（ブレザー用）	450		①～④
胸章（ワイシャツ用）	87		
上履き	1,200		
体育館シューズ	3,280		
カバン	11,700		
名票（ブレザー用）	・名票250円については学校で一括購入し、学年費から支払います。		

単位 円（消費税込み）

品 名	サ イ ズ	価 格	販売店
ジャージ（上）	SS～3L	5,800	①～④
ジャージ（下）	SS～3L	4,700	
半袖運動着	SS～3L	3,200	
長袖運動着	SS～3L	3,700	
クォーターパンツ ※ハーフパンツよりやや短 めのパンツです。	SS～3L	3,200	

※体育着は新しいデザインのものの価格となります。

＝販売店＝

- ①ファッションセンター・ムロイ T e l 656-2160
- ②ファッションプラザ・ツカハラ T e l 633-5534
- ③前沢洋品店 T e l 656-4681
- ④サンデザイン工芸 T e l 656-4521

来年度については宇都宮市部活動方針に沿って本校の活動方針を検討・作成中です。

平成30年度 部活動について

1 活動について

(1) 開始時刻 4時30分 (B日課 4時00分)

下校時刻の厳守

月	完全下校時刻	月	完全下校時刻
3月～5月	6:30	10月	6:30
6月～9月	7:00	11月～2月	6:00

- ・下校時刻が厳守できるように活動を終了すること。
- ・活動終了後は、きちん清掃片付けをして着替えを素早くし、速やかに帰宅させる。
- ・なお、暗い道は通らず、同じ方向の生徒を集団下校させる。
- ・下校指導（生徒がいつまでも残っていることのないように）をする。

(2) 顧問がいない場合は原則として活動しない。（他の部の顧問に頼んだ場合は除く）

(3) 下校時刻をこえると予想されるときは、前もって特別許可願いを提出し保護者に連絡し、迎えにきてもらうようにする。

(4) 下校時に一人で帰らないこと・明るい道を帰るよう指導する。

(5) 活動終了後、ふらふらしていることのないように下校させる。

※自転車置き場などでおしゃべりをしている生徒がいないように指導する。

※他の部活動の生徒を待つ場合は、必ず顧問へ理由を説明させる。

(6) 顧問は、必ず全生徒が校門を出たのを確認する。

2 活動場所について

(1) 指定された活動場所を使用し、各部で責任をもって管理する。

(2) 整地や清掃を活動後にきちんと行う。

(3) 危険箇所の修理を徹底し、完全に留意して活動する。

3 服装について

(1) 顧問の許可なしに、学校内での部活動のユニフォームやジャージを着用することは認めない

※防寒用としてウィンドブレーカーやグランドコートは認める。

(2) 活動中のTシャツは中体連や協会で作成したものとし、学校内で部活動以外には着用しないようにする。（色・デザインにおいては、顧問の許可を受ける）

(3) 登下校は標準服を原則とし、部活動の練習がある場合においては顧問の判断に任せる。（運動部及び美術部）その他の部活動については、特別な理由のない限り標準服の着用をさせる。

4 部室の利用について

(1) 部活動以外の目的では利用しない。

(2) 授業で使用するものは、教室に置く。飲食も禁止する。

(3) 鍵の開閉は、必ず顧問が行うものとし、どうしても自ら開閉できない場合は顧問の先生の責任において部長に行わせる。活動場所においても同様とする。
終了後は、必ず顧問が鍵を受け取ること。

5 大会や練習試合等の参加について

(1) 事前に部活動引率承認願いを提出し、許可を得ること。

(2) 必ず顧問が引率し、できる限り公共機関を利用すること。

※保護者等の車を使用する場合は、必ず保険等に加入すること。

(3) 現地集合・解散は絶対にしないこと。

6 部活動の休みについて

(1) 長期休業中以外の毎週水曜日は、原則として休みとする。

(2) 大会等が間近に控えている場合は、事前に申し出て、学校長の許可を得てから練習する旨を保護者へ連絡する。

(3) 定期テスト3日前から部活動は休みです。

7 その他

(1) 自転車通学規程により10月1日から3月31日の期間は、自転車通学を希望して申請した者に対して特別許可を行う。(登下校の防犯安全確保) 交通ルールを守る。

(上記期間は土日・祝祭日・長期休業中も同様とする)

自転車は指定された場所に必ず置くようにする。

(2) 技術指導だけが部活動でないことを自覚すること。

※運動部では、勝利主義になり過ぎないようにする。

※ルール、マナーの厳守や生活面での指導助言も重要である。

※生徒指導は部活動に最適の場である。

(3) 各部とも、男女間の問題等で誤解を受けないように十分留意する。

(4) 各部とも、年間の活動計画を作成し、部活動係に提出する。

(5) 中体連の各種大会代表者会で組み合わせ等が決定したら1部を部活動係に提出する。(保護者あてに応援の呼びかけ文書を作成するので)

(6) 1年生は「入部願い」、2・3年生は「継続願い」を学級担任に提出し、確認した後、各部の顧問の先生に渡すようにする。

(7) 1年生は、入学式から2週間程度を仮入部(体験)期間とし、午後5時30分までの活動とする。

入部届を提出した生徒は正式入部として活動できる。

(8) 各部活動顧問は、「入部願い」「継続願い」を確認し、部活動名簿を作成して部活動係に提出する。

(9) 入部・継続した生徒が何らかの個人的な事情により、部活動を長期にわたって休む場合は(休部扱い)一定期間(3か月)を目安に、復部もしくは退部の意思をはっきりとさせ、各顧問と学級担任に必ず連絡する。

(10) 1年生の部活動入部は、4月20日(金)までは仮入部とし、練習は午後5時30分まで許可、4月23日(月)より正式入部となり、活動時間も2・3年生と同じ扱いで行なうようになります。なお、仮入部中は、どの部活動へも参加が可能になるので、強制的な勧誘や入部希望書提出はないように共通理解を図る。

8 運動部	野球部	(男)	文化部	美術部	(男女)
	サッカー部	(男)		パソコン部	(男女)
	陸上競技	(男女)			
	テニス	(女子)			
	バレーボール部	(女子)			
	バスケットボール部	(男女)			
	弓道部	(男女)			
					野球・サッカーは女子の入部も可

宇都宮市立瑞穂野中学校 自転車通学規程

1 (規程の目的)

本校生徒の登下校が安全なものとするため、自転車通学に関する規程を以下のように定める。

2 (自転車通学の許可と停止または取り消し)

自転車通学許可は、6 (自転車通学許可該当区域) が示す、通学許可該当区域にある生徒に、7 (許可される通学用自転車の型) に合ったものについて、保護者からの自転車通学許可申請書(様式1)と自転車通学経路図(様式2)の提出があったものに対し、審査の上、校長が許可をする。

ただし、下に示す違反事項や本規程の違反(整備不良等)があり、指導を受けたにもかかわらず改善が見られない場合は、判定会を開き、自転車通学許可の停止または取り消しをする。

※ 違反事項…ヘルメット着用なし、信号無視、一時不停止、並進、傘さし運転、無灯火、2人乗り、右側通行、ヘルメットがずれるほどあごひもが緩い状態、蛇行運転やスピードの出し過ぎなどの危険運転、11(部活動における自転車通学特別許可)違反 等

3 (自転車通学許可の停止または取り消しとその期間)

交通ルール違反や本規程の違反(整備不良等)があり、指導を受けたにもかかわらず、改善が見られない場合は、判定会を開き、自転車通学許可を停止または取り消しをする。停止の期間は30日、取り消しの期間は1年とする。

判定会の構成員・・・該当生徒の担任、該当学年主任、交通安全係、学年生徒指導係、生徒指導主事

4 (自転車通学許可申請書の提出と処理)

- (1) 自転車通学許可申請書(様式1)と自転車通学経路図(様式2)は、新入生については新入生保護者説明会時に提出し、在学学生は担任へ直接提出する。
- (2) 申請書の提出があった生徒については、審査の上、校長許可印を押印しその写しを返却する。申請書は、在学期間内有効とする。

5 (転居による許可の取り消し)

6(自転車通学許可該当区域)でない場所に転居した場合は、徒歩通学になる。

6 (自転車通学許可該当区域)

- (1) 自転車通学経路図(様式2)にある太い実線の内側(学校側)に在住の生徒は徒歩通学とし、外側の場合は保護者の申請により、自転車通学を許可する。なお、太い実線は、平成26年度までの通学許可該当区域をもとに、学校(国旗掲揚塔)を中心におおよそ半径1.2kmを目安として定めたものである。
- (2) 過去に自転車通学を許可されていた場所については、自転車通学経路図(様式2)にある太い実線の内側(学校側)に在住の生徒であっても、自転車通学を許可する。

7 (許可される通学用自転車の型)

- (1) 通学用自転車は、通学に適したタイプ(例：図1)とし、マウンテンバイクは認めない。

- ハンドルはアップハンドルまたは一文字ハンドルとする。
- ドロップハンドルやセミドロップハンドル、チョッパー型などは禁止とする。
- ハンドルを折り曲げたり、後輪軸にステップを取り付けたりするなどの改造をしていないものとする。
- スタンドは両立て(両脚)、後部に荷台があるものとする。
- 鍵がついているものとする。(二重ロックが望ましい。)

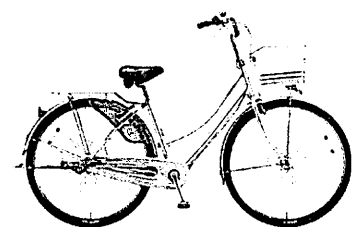


図1

- (2) 自転車フレームの色は指定しないが、通学に適した華美でないものとする。(例：シルバーや黒、白など) また、再塗装をしたり、装飾シールを貼ったりしないこと。

8 (自転車へのシールの貼付)

自転車通学を許可された自転車には、所定の場所に許可シールを貼ること。シールの色は学年色とするが、特別許可を受けた自転車には、白地のシールを貼ること。

9 (ヘルメットの着用)

登下校時には、万が一の事故の時に頭部を保護するため、必ず学校指定のヘルメットを着用すること。

10 (自転車点検の義務)

自転車通学を許可された者は、学校が行う自転車点検を受け、合格しなければならない。点検後、修理箇所が明らかになった場合は、速やかに修理を行うこと。整備不良が続く場合は、許可を取り消す。

11 (部活動における自転車通学特別許可)

- (1) 10月1日～3月31日までの期間、部活動を行っている生徒で、希望者には、6 (自転車通学許可該当区域) 以外でも次のア～ウの条件を満たす場合は、校長が自転車通学を特別に許可する。許可を受けた場合は、本規程を適用する。申請書の提出期間は、夏季休業前とする。
- ア 保護者から自転車通学特別許可申請書(様式3)を担任に提出していること。
 - イ 7 (許可される通学用自転車の型) に合った自転車であること。
 - ウ 学校指定のヘルメットを着用すること。
- (2) 許可を受けた自転車には、指定のシールを貼ること。
- (3) 特別許可で自転車に乗ってきてよい場合を、下記のように限定する。
- ① 平日で部活動がある場合
 - ② 休日の部活動の場合
- (4) その他、部活動における自転車通学特別許可以外で、自転車通学特別許可を申請する場合は、判定会で審査し、校長が許可するものとする。

12 (規程の変更)

- (1) 本規程は検討委員会を開催し、規程の見直し改正を行う。
- (2) 検討委員会は、校長、副校長、事務長、教務主任、学年主任、生徒指導主事、交通安全係、PTA会長、その他必要とする者から構成する。

13 (その他)

- この規程は平成27年4月1日から施行する。

14 付則

- 平成26年12月 5日 新入生保護者説明会にて伝達
- 平成26年12月 8日 在校生及び保護者に伝達
- 平成27年 2月25日 6 (2) を追加

学 校 集 金 の 概 要

1 集金項目（H30現在）

- (1) 生徒会費
- (2) 学年費
 - ・補助教材、共同購入、冒険活動等、学年全員で支出する費用に充てます。
 - ・年度末に決算し、転出入時等には精算を行います。
- (3) 給食費
- (4) P T A会費
- (5) P T A慶弔費
- (6) 手をつなぐ親の会費
- (7) 部活動後援会費
- (8) 日本スポーツ振興センター掛金

※修学旅行は、旅行代理店による積立を行っています。

※P T A会費、P T A慶弔費、手をつなぐ親の会費は、本校に兄弟がいる場合は免除になります。

2 集金月額

予算立案後に算出する会計もあるため、現時点で来年度の集金額は未定ですが、今年度1年生の「学校集金のお知らせ」を添付しましたので、ご参照ください。

3 振 替 月

5月から2月まで（8月除く）行います。

- ・P T A会費はP T A総会を経て決定し、学年費は予算立案後に決定するため、4月の集金はありません。5月に4・5月分を合わせて集金します。
- ・決算の都合上、3月の集金はありません。2月に2・3月分を合わせて集金します。
- ・夏季休業中のため、8月の集金はありません。9月に8・9月分を合わせて集金します。

4 振 替 日

毎月7日です。ただし、7日が休祝日の場合は、翌営業日になります。

5 備 考

- (1) 残高不足等で口座振替ができなかった場合は、現金集金になってしまいますので、前日までに必ず残高の確認をお願いいたします。
- (2) 物価等の動向により、給食費を値上げさせていただく場合があります。

平成30年4月20日

1年保護者 様

宇都宮市立瑞穂野中学校長 野中 洋子

平成30年度 学校集金のお知らせ

保護者の皆様におかれましては、日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の学校集金につきまして、下記のとおりお知らせいたします。振替予定日までに足利銀行の集金用口座へのご入金等よろしくお願いいたします。

月額納入金額

会計名／月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1年学年費A		3,150	3,150	3,150		3,150
1年学年費B		500	250	250		500
1年学年費C		1,500	1,500	1,500		1,500
給食費		10,000	5,000	5,000		5,000
生徒会費		400	200	200		400
部活動後援会費		1,000	500	500		1,000
PTA会費		800	400	400		800
PTA慶弔費		500				
手をつなぐ親の会費		300				
日本スポーツ振興センター掛金		460				
合計	0	18,610	11,000	11,000	0	12,350

会計名／月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1年学年費A	3,150	3,150	3,150	2,630			24,680
1年学年費B	250	250	250	750			3,000
1年学年費C							6,000
給食費	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000		55,000
生徒会費	200	200	200	200	400		2,400
部活動後援会費	500	500	500	500	1,000		6,000
PTA会費	400	400	400	400	800		4,800
PTA慶弔費							500
手をつなぐ親の会費							300
日本スポーツ振興センター掛金							460
合計	9,500	9,500	9,500	9,480	12,200	0	103,140

口座振替
予定日

	4・5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2・3月
振替日	5/7	6/7	7/9	9/7	10/9	11/7	12/7	1/7	2/7

- ・本校に兄弟がいる場合、PTA会費・PTA慶弔費・手をつなぐ親の会費は、上学年のみ集金させていただきます。
- ・学年費Bは、5月に4・5月分、9月に8・9月分、1月に1～3月分を合わせて集金させていただきます。
- ・給食費は、5月に4・5月分、2月に2・3月分を合わせて集金させていただきます。
- ・生徒会費、部活動後援会費、PTA会費は、5月に4・5月分、9月に8・9月分、2月に2・3月分を合わせて集金させていただきます。
- ・学年費につきましては、裏面の執行計画書をご参照ください。
- ・宇都宮市の方針により、今年度から日本スポーツ振興センター掛金は、学年費Aからの支出ではなく、5月に単独の会計として集金させていただきます。
- ・前年度、就学援助に認定されていた生徒は、日本スポーツ振興センター掛金が免除になります。

平成30年度 第1学年 学年費執行計画書

学年費 A(個別購入)

補助教材等	必要性・ねらい	使用予定時期	予定額
よくわかる国語の学習	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	600
積み上げ国語1	学習内容の定着度の確認と補充の資料とし、定着を図る。	4月～	460
中学書写硬筆練習帳	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	400
社会の自主学习地理1	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	480
歴史の学習1	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	390
つながる歴史	授業で利用し、理解度を深める。	4月～	700
地理ノート	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	400
数学 単元別プリント	学習内容の定着度の確認と補充の資料とし、定着を図る。	4月～	470
数学の問題ノート	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	740
理科 学習整理一式	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	760
基礎からのパワーアップシート理科1	学習内容の定着度の確認と補充の資料とし、定着を図る。	4月～	520
コーラスフェスティバル	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	830
感じる表す美術	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	740
中学保健学習ノート	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	650
技術家庭総合ノート技術	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	620
技術家庭総合ノート家庭	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	620
積み上げ英語	学習内容を補充するために利用し、定着を図る。	4月～	570
ニューエンジョイ1年リスニング付き	学習内容の定着度の確認と補充の資料とし、定着を図る。	4月～	610
中体連分担金	中学校体育連盟の個人分担金。	4月～	160
下野教育書道展	書写の学習の一貫として利用する。	7月	450
美術教材費	スケッチブック・台座用板・フォルモL・画材用ぞうきん	4月～	1930
技術教材費	学習内容を補充する教材として活用する。(自遊木プラ)	4月～	2800
家庭科教材費	基礎縫いの技術を身につけるための実習に利用する。	4月～	910
通知票ファイル(3年間)	通知票を保管し、成績・活動の経緯を把握しやすくする。	3年間	260
生徒手帳	生徒の身分証明、校則の共通理解、保護者との連絡などに利用する。	4月～	250
生徒会誌	生徒会活動の報告や学級の様子をまとめて配布する。	4月～	860
実力テスト(3回)	実力の定着度を確認するために使用する。(9月、1月、3月)	4月～	3450
胸章	制服につける。	4月～	250
生徒ゴム印	書類管理の効率を上げる。	4月～	180
夏休み用ワーク	既習事項の習得を図るとともに、夏休み中の家庭学習の参考とする。	8月	760
冬休み用ワーク	既習事項の習得を図るとともに、冬休み中の家庭学習の参考とする。	12月	570
入学写真	入学式の記念集合写真をとるため。	4月	800
総合的な学習バインダー	3年間の追究結果や獲得した技能を集積するファイル。	3年間	490
小計①			24,680

学年費 B(共同購入) (@250×12回)

①学習用消耗品	ファイル、マグネットシート、掲示用フォルダー・ほか	1760
②実習用消耗品	美術科学習材料ほか	70
③行事用消耗品	体育祭学級旗、はちまき、文化祭展示、3年生を送る会ほか	700
④用紙類	ラシヤ紙、色画用紙、模造紙ほか	350
⑤その他	給食使い捨てマスク、学級用高校案内ほか	120
小計②		3,000

学年費 C(校外活動) (@1,500×4回)

冒険活動教室	集団行動を通して、公共のマナーの習得や友達と協力する態度を育成する。	11月	6,000
小計③			6,000
合計 ①+②+③			33,680

「就学援助制度」を知っていますか？



宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通うお子さんの学用品や学校給食の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

Q1：どんな家庭が支援を受けることができるの？

A1：生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

《準要保護世帯として認定となる世帯》

① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。また、住民票が同じ方は、同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。

『モデル世帯』 認定の基準となる 所得金額の目安 (平成30年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の 総所得金額	220万円程度	230万円程度	290万円程度	300万円程度

② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

前年所得により平成31年度の受給が決定した場合に対象となります。

③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

Q2：どんな支援を受けることができるの？

A2：準要保護世帯の場合、給食や校外活動（遠足、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費、クラブ活動費が定額で支給されます。

	要保護	準要保護	【参考】平成30年度の支給内容（年額）		
			小学校	中学校	備考
学用品通学用品費		○	1年 11,420円 2年～ 13,650円	1年 22,320円 2年～ 24,550円	認定月日によって月割り
入学準備金		○	6年 47,400円		宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限りです。
新入学学用品費等		○	1年 40,600円	1年 47,400円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限りです。
PTA・児童生徒会費		○	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		6,000円	認定月日によって月割り
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（1回分のみ）		
通学費		○	実 費		通学距離等の要件あり
学校給食費		○	実 費		
医療援助費	○	○	自己負担額		むし歯等の学校病に限りです。 「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。

※ 申請は4月～1月末まで随時受け付け、認定となった場合は申請月分から支給対象となります。

※ 認定となっても給食費等の学校集金や修学旅行等の積み立ては原則免除されません。

Q3 : どうやって申請すればいいの? 認定結果はいつわかるの?

A3 : 申請方法と認定までの流れ (4 月申請の場合) は以下のとおりです。

ステップ 1 〔4 月〕	① 学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入して、学校に提出してください。 ② お子さまが小学校と中学校に通学している場合には、小学校に提出してください。
ステップ 2 〔6 月中旬頃〕	③ 所得状況などをもとに審査を行い、認定結果については、学校を通じてお知らせします。
ステップ 3 〔6 月下旬以降〕	④ <u>認定結果について、学校からお住まいの地区の民生委員児童委員協議会に対して情報提供を行います。</u>

※ 就学援助制度は自動更新されませんので、一度認定となった方も毎年度申請書の提出が必要 (生活保護を受けている世帯も同様) です。

Q4 : いつ頃、どのように支給されるの?

A4 : 年 3 回 (7, 12, 3 月) に学校を通じて支給されます。

教育委員会から学校には以下の時期に支払いを行う予定ですので、詳しい支給時期は各学校にお問い合わせください。

支給回	支給時期 (平成 30 年度)	学 年	支給費目			
			給食費 学用品費 PTA 会費	新入学 学用品費	校外活動費 修学旅行費	その他
第 1 回 (4 ~ 6 月分)	7 月中旬	全学年	○			
		小 1・中 1	○	△※		
第 2 回 (7 ~ 11 月分)	12 月中旬	全学年	○		△※	
第 3 回 (12 ~ 3 月分)	3 月上旬	小 6	○		△※	入学準備金
	3 月上旬	中 3	○		△※	クラブ活動費
	3 月中旬	小 1 ~ 5	○		△※	
		中 1, 2	○		△※	クラブ活動費

※ 新入学学用品費は入学準備金を受け取っていない 4 月認定の 1 年生が対象になります。

※ 校外活動費や修学旅行費については、実施日等によって支給時期が異なります。

★ご注意いただきたいこと

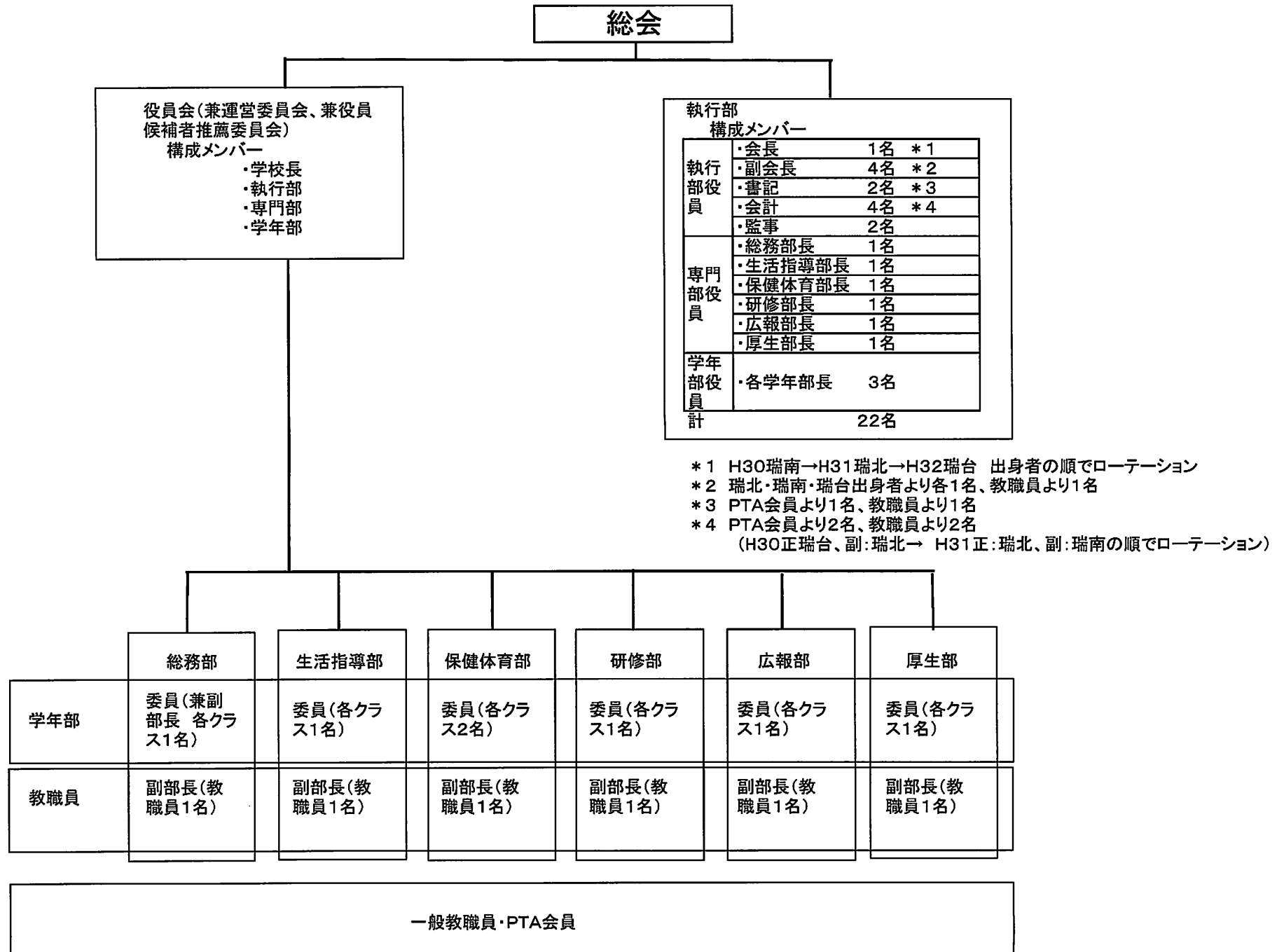
- ・ 平成 31 年度 (平成 30 年中の所得) の申告がお済でない方がいる場合は、必ず、税務署または宇都宮市役所市民税課で申告をお願いします。
- ・ 平成 31 年 1 月 2 日以降に市外から転入した方は、転入前の市区町村が発行する「平成 31 年度の課税所得証明書等」(当該年度の 6 月から交付) の提出が必要となります。
- ・ 認定後、世帯状況等が変わった場合や経済状況の好転により、就学援助の必要がなくなった場合は各学校までご連絡ください。
- ・ 子どもの家等の利用にあたり、保護者負担金助成制度を利用したい方は、別途お手続きが必要となります。詳しくは生涯学習課 (電話 : 632-2676) までお問い合わせください。

★その他、ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ (電話 : 632-2723, 2724)



瑞穂野中学校PTA組織図



平成30年度 瑞穂野中学校PTA 事業活動一覧

年 月 日	事 業 内 容	関係者
平成30年 4月12日(木)	第5回PTA役員会(平成29年度)	執行部
27日(金)	PTA総会、各事業部会、PTA歓送迎会	執行部、各学年委員、PTA会員
5月10日(木)	第1回PTA役員会	執行部
12日(土)	瑞穂野地区PTA連絡協議会 歓送迎会	執行部
26日(土)	体育祭	執行部、各学年委員
6月17日(日)	市P連ソフトボール大会	執行部、保健体育部
26日(火)	瑞穂野地区PTA連絡協議会 PTA球技大会バレー練習日	執行部、保健体育部
28日(木)	〃	〃
7月 1日(日)	瑞穂野地区PTA連絡協議会 PTA球技大会	執行部、保健体育部、PTA会員
12日(木)	第2回PTA役員会	執行部
8月25日(土)	親子奉仕作業・資源物回収	執行部、PTA会員
9月 6日(木)	第3回PTA役員会	執行部
30日(日)	PTA研修旅行(横浜方面;今年度台風のため中止)	執行部、研修部、PTA会員
10月23日(火)	市P連バレーボール大会練習日	執行部、保健体育部
25日(木)	〃	〃
27日(土)	文化祭	執行部、各学年委員
28日(日)	市P連バレーボール大会	執行部、保健体育部
30日(火)	PTA学年対抗球技大会バレー練習日	執行部、各学年委員
11月 1日(木)	〃	〃
4日(日)	PTA学年対抗球技大会	執行部、各学年委員、PTA会員
7日(水)	校内持久走大会	執行部
17日(土)	瑞穂野地区PTA連絡協議会 教育講演会	執行部、研修部、PTA会員
平成31年 3月14日(木)	第4回PTA役員会	執行部

* 瑞穂野地区PTA連絡協議会 当番校: H31瑞北→H32瑞中→H33瑞台→H34瑞南

各事業部と主な年間活動内容について(平成30年度)

《ご留意頂きたい事項》

全ての活動は年間数日程度です。また、印刷物の準備や配布については、基本的に中学校側にご協力頂いていますので、業務負担は大きく軽減されます。
円滑なPTA活動のため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

各事業部名	主な活動内容
総務部	・PTA学年対抗球技大会参加者とりまとめと運営
	・文化祭PTA模擬店運営(注文品とりまとめ、当日配布と模擬店運営)
	・各PTA行事への参加・協力
生活指導部	・体育祭・文化祭等での校内巡回指導
	・夏休み、地域行事、年末等での地域巡回指導
	・各PTA行事への参加・協力
保健体育部	・瑞穂野地区PTA連絡協議会(4校連)主催球技大会の運営
	・市P連ソフトボール大会・バレーボール大会参加者とりまとめと運営
	・各PTA行事への参加・協力
研修部	・PTA研修旅行の企画、参加者とりまとめ、運営
	・瑞穂野地区PTA連絡協議会主催の教育講演会への参加
	・各PTA行事への参加・協力
広報部	・PTA広報誌の作成、発行
	・各種PTA行事の記録(写真撮影)
	・各PTA行事への参加・協力
厚生部	・体育祭のお弁当手配とりまとめ、当日配布
	・文化祭PTA模擬店への協力
	・各PTA行事への参加・協力

1年生保護者の学年委員選出手順

* 委員選考にあたり、新PTA執行部役員就任予定者を除外する

1. 学年部長

学年	役職	氏名	出身小学校	備考
1年	学年部長		台・南・北	3小学校分担
2年	学年部長		台・南・北	
3年	学年部長		台・南・北	

選出手順 (1) 各出身小学校単位で学年部長1名を互選により選出

(2) 学年部長選出者3名で担当学年を相談の上決定

(3) 決定後、選出された学年部長3名は、学年委員選出作業に協力する

2. 学年委員

クラス	役職	氏名	出身小学校	備考
1年	1組	副部長(総務部)※	台・南・北・他	選任の目安 台小 3名 南小 2名 北小 2名
		厚生部	台・南・北・他	
		広報部	台・南・北・他	
		生活指導部	台・南・北・他	
		研修部	台・南・北・他	
		保健体育部	台・南・北・他	
		保健体育部	台・南・北・他	
	2組	副部長(総務部)※	台・南・北・他	選任の目安 台小 3名 南小 2名 北小 2名
		厚生部	台・南・北・他	
		広報部	台・南・北・他	
		生活指導部	台・南・北・他	
		研修部	台・南・北・他	
		保健体育部	台・南・北・他	
		保健体育部	台・南・北・他	
	3組	副部長(総務部)※	台・南・北・他	選任の目安 台小 3名 南小 2名 北小 2名
		厚生部	台・南・北・他	
		広報部	台・南・北・他	
		生活指導部	台・南・北・他	
		研修部	台・南・北・他	
		保健体育部	台・南・北・他	
		保健体育部	台・南・北・他	

選出手順 (1) クラス単位で学年副部長(総務部)1名を互選により選出

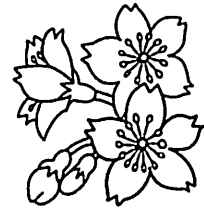
※PTA活動における円滑な連絡調整のため、3小学校から各1名の選出が望ましい。

(2) 各部署委員を互選により選出

選出された学年部長及び学年委員の方は、4/26(金)PTA総会終了後に各事業部会を開催しますので、ご出席下さい。

瑞穂野中学校 校歌

作詞 大木三雄
補作 野沢隼夫
作曲 鈴木満雄



一 けがれなき 鬼怒の流れの
たゆみなく 心にひびく
求めゆく 至誠の教え
はぐくまん 若き生命を

二 美わしき さとの瑞穂野
末遠く 風もみどりに
新たなる 思いの芽生え
伸びゆかん 若き生命を

三 あたらしき 愛に包まれ
日の恵み おおわが学舎
静かなる たる日のたけく
輝かん 若き生命に

